

## 伊方原発広島新規仮処分 広島高裁抗告審決定に寄せて

### 抗告人団声明

2023年3月24日

1. 私たちの訴え、四国電力伊方原発3号機運転差止仮処分申し立てに関し、広島高等裁判所（以下「高裁裁判体」という）はその抗告審において棄却決定を下した。（民事第4部：脇由紀裁判長、右陪席・梅本幸作裁判官、左陪席・佐々木清一裁判官＝主任裁判官）今、問題とするのは決定そのものではなく、その決定理由である。
2. 高裁裁判体は決定に際して、通常の民事裁判であるとの理由で疎明責任（立証責任）を全面的に抗告人（以下「市民」乃至「市民側」という）に負わせ、相手方（以下「四国電力」という）が本来負担すべき疎明責任（立証責任）を免除した。言い換えると「立証責任転換論」を採用せず、全面的に立証責任を市民側に負わせた。このことは、裁判体は市民一人一人がもつ「人格権」の守護者たることを放棄したことを意味する。
3. 思えば「立証責任転換論」乃至「立証責任緩和論」の歴史は長い。敗戦後の日本は、戦争による被害への深刻な反省から、天皇を頂点とする国家の存在に最高の価値をおくのではなく、国民一人一人が幸福に一生を全うする権利に最高の価値を置く日本国憲法を制定した。代表的には憲法13条であろう。引用する。

「〔個人の尊重と公共の福祉〕

#### 第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

いわゆる「幸福追求権」と称される条項である。しかし一篇の憲法が制定されたからといって、日本型ファシズム一色に塗りつぶされた日本社会が一晩のうちに国民一人一人の人権が尊重され、豊かな民主主義社会に生まれ変わるわけではない。憲法が制定された瞬間から、憲法を市民社会に根付かせる先進的な人々の努力が始まった。その代表例が1960年後半から1970年代初頭にかけて見られた「4大公害裁判」であろう。

4. 戦後、日本が60年代から始まった高度成長期を経験する過程で、一部大企業は、水銀やカドミウム、あるいは煤煙など人々の生命と健康を直接脅かす有毒物を大量に環境にまき散らした。すべてはコスト削減、利益第一主義のためである。憲法の本質と真つ向から対立する事態が早くも発生したのである。当然被害者も夥しく発生した。被害者たちは例外なく、無力な市井の一般市民であった。裁判に訴える以外に道のない市民たちは、良心的な弁護士たちの献身的な助けを借りて裁判闘争を開始した。こうして「4大公害裁判」が始まった。しかし金力と権力、膨大な専門知識と知見を有する大企業との戦いでは始めから勝負にならない。従来の民事訴訟の判断枠組み、すなわち「立証責任は全面的に訴えた側が負う」では、市民側に勝ち目はないのである。しかし被害は眼前に存在する。こうした事態に対応するため、当時の先進的かつ良心的な法曹関係者は新しい司法判断の枠組みを産み出していった。それが「立証責任緩和論」であり「立証責任転換論」である。

その趣旨を、誤解を恐れず一言で表現すれば、「環境に有害物質を放出するものは、その有害物質が人々の生命や健康に影響を与えないことを立証する責任がある。」というものだった。まことに日本国憲法の本質に忠実な判断枠組みといえよう。

5. こうした「転換論」や「緩和論」の上に立って、国民一人一人の「人格権」擁護が見事に結実した判決が、四日市公害訴訟の津地裁判決（1972年7月）である。引用する。

「少なくとも人間の生命、身体に危険のあることを知りうる汚染物質の排出については、企業は経済性を度外視して、世界最高の技術、知識を動員して防止措置を講ずべきであり、そのような措置を怠れば過失は免れないと解すべきである。」

この判決には「人間の生命、身体」という人格権の根幹の擁護（保全）の前には企業の経済性や利益などはものの数ではない、とする日本国憲法の本質が端的に示されている。

6. 「4大公害裁判」で提示された「立証責任転換論」の司法判断の枠組みは、当然「原発裁判」にも適用されねばならない。それは原発裁判が、「放射能」という有害物質をめぐる最も深刻な「公害裁判」だからだ。それは「東京電力福島第一原発事故」（以下「福島原発事故」という）が、日本史上最大の「公害事件」であることをみればあまりに明らかであろう。

7. 実際、1992年に示された「平成四年伊方最高裁判決」（以下「伊方最判」という）

は、「原発過酷事故は万が一にも起こしてはならない」とした上で、そのような過酷事故が起こらないことを当時の「安全基準」や「安全審査」が担保しているのであって、被告行政庁においてまず、その基準や審査に不合理、瑕疵、欠落のないことを立証しなければならないとし、原告市民の立証責任を被告行政庁に転換した。そして福島原発事故後は、この伊方最判の司法判断の枠組み（立証責任転換論）が、市民側を負けさせるにしる勝たせるにしる原発裁判の主流となって行くのである。それは下級審の「最高裁追随」なのではなく、福島原発事故という大惨事を経験した日本社会においては、誰が見ても合理的な判断枠組み、いわば「司法の知恵」であるからに他ならない。

8. 私たち抗告人は、繰り返しになるが今回決定の結果を問題としているのではない。広島高裁が、立証責任を四国電力側に負わせ、彼がその立証に成功し、私たちの提出した反証にもかかわらず、伊方原発3号機の運転に過酷事故を起こす危険がなく、放射能を環境に放出する危険もなく、私たちの人格権の根幹部分である「生命・健康（身体）」侵害の具体的危険がない、と判断したのであれば、私たちはあるいはそれを受け入れざるを得ないのかもしれない。しかし立証責任を四国電力から免除してやる判断枠組み（立証責任転換論の放棄）を採用するのでは、話にならない。到底受け入れられない。私たちはあきらめないであろう。

9. 立証責任転換論を放棄した広島高裁の裁判体には、国民一人一人の人格権を護ろうとする姿勢は微塵も窺えない。

10. 付言して、多くの同志市民のみなさんには次のように呼びかけたい。

今、原発の運転を差し止める戦い、のみならず福島原発事故という最大の公害事件をめぐる多くの戦いが日本全国で展開されている。それらの戦いの本質は、日本国憲法における「最高の法的価値（法益）」とされる人格権の根幹、「生命・身体」の保全をめぐる戦いに他ならない。またこの戦いは、憲法12条でいう「不断の努力」によって権利を保持する戦いでもある。だから決してあきらめてはいけない。あきらめた途端に日本国憲法は一片の紙切れになるだろう。

11. 最後に、裁判所には次のように強く勧告する。

裁判所及び裁判官は、国民一人一人の人格権の守護神となるも、政治権力の走狗となる  
なか  
莫れ、と。

伊方原発広島新規仮処分抗告人団